

次期評議員の募集

下記のとおり次期評議員を募集いたします。評議員を希望される場合は事務局まで、郵便、Fax または E-Mail でお申し出下さい。なお、今回任期満了となる評議員につきましても再任可能です。

公募期間：2020年10月26日まで

応募資格：正会員 自薦または評議員の推薦による

任 期：2020年12月3日定時総会終結時～2024年12月定時総会終結時まで

評議員の決定：次回評議員会(12月2日開催予定)で選出し、今年度総会(12月3日)で信任

評議員について：一般社団法人室内環境学会一般規則より抜粋

第2章第4条

(9) 評議員 正会員の1割以内

第8条 評議員は、原則として理事選出時期と同時期に、正会員の中から、自薦または評議員の推薦により、評議員会で選任する。但し、新任の評議員は直近の総会において信任を受けるものとする。

4 評議員は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。2年ごとにおおむね半数を改選するものとし、再任は妨げない。

第9条 評議員は、理事会の諮問に応じ、あるいは意見を理事会に具申する。

第11条 評議員会は下記の事項について理事長の報告を受け、あるいは諮問に応じる。

- (1) 総会の議案
- (2) 学術大会の開催、会誌発行その他に関する事項
- (3) 役員人事
- (4) 定款の改正
- (5) 各種委員会、ワーキンググループに関する事項
- (6) 学会賞に関する事項
- (7) 関連学協会等との連携に関する事項
- (8) 名誉会員の推挙に関する事項
- (9) その他必要と認められる事項

2 評議員会は評議員の1/2以上の出席を持って成立する。また、評議員の1/3以上の要求があれば臨時会を開くことができる。出席者数には提出された委任状の数も含めることができる。

3 理事長、副理事長、事務局長、および会計は評議員会に出席しなければならないが、議決権は持たない。

4 議決を要する議題は前もって議題を提出しなければならない。

5 会議は議決権を持つ出席構成員の過半数の賛成によって議決する。

6 評議員会は、基本として年1回開催することとし、その他必要に応じて開催する。

2020年10月13日

一般社団法人室内環境学会 理事長 関根嘉香

応募先：〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目2-8 後楽1丁目ビル
室内環境学会事務局
TEL 03-6858-3838 FAX 03-6801-6083
e-mail : info@siej.org